

富山市空き家等流通促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市空き家等流通促進奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、相続を受けた空き家の早期有効活用と低廉な空き家の流通を促進することで、住環境の改善や地域の活性化を図るため、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条第3項又は同条第5項に該当することを確認した家屋及びその敷地の相続を受けた者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被相続人居住用家屋等確認書 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の2第2項第2号イ（3）及び同号ロ（3）に規定する書類をいう。
- (2) 住宅等 被相続人が居住の用に供していた住宅及びその敷地の用に供されていた土地をいう。
- (3) 居住誘導区域 富山市まちなか・公共交通沿線居住推進事業制度要綱第2条第1項第1号及び第3号に掲げる区域をいう。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、奨励金の交付を申請した日において、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、奨励金の交付をすることが不適當であると市長が認める者に該当しないこと。

(対象事業)

第5条 奨励金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は次の各号の要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 富山市長が確認を行った被相続人居住用家屋等確認書の交付を受けること。（令和8年4月1日以降に譲渡をしたものに限る。）
- (2) 前号の被相続人居住用家屋等確認書に記載された住宅等の譲渡価格（消費税相当額を除く）が800万円以下であること。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、1戸あたり10万円とする。ただし、該当の住宅等が居住誘導区域内にある場合は、1戸あたり30万円とする。

2 本奨励金の交付は、当該住宅等1戸につき1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、富山市空き家等流通促進奨励金交付申請書(様式第1号)に別表第1に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、被相続人居住用家屋等確認書の発行日から起算して3月を経過する日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきと認めたときは、奨励金の交付を決定し、その額を確定するものとする。

2 規則第19条の規定に基づき、規則第5条に規定する交付の決定及び規則第13条に規定する額の確定の手続きを併合する。

3 第1項に規定する交付の決定および額の確定については、富山市空き家等流通促進奨励金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(3) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、富山市空き家等流通促進奨励金取消決定通知書(様式第3号)により、交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の返還を命ずるときは、富山市空き家等流通促進奨励金返還命令書(様式第4号)により、奨励金の交付を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨励金の返還の請求を受けた者は、当該奨励金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(廃止期日)

第2条 この要綱は、令和9年12月31日をもって廃止する。ただし、要綱第8条、第9条、第10条の規定及びその他取扱いについては、要綱の廃止後も、なお従前の例による。

別表第1 交付申請書に添付する書類

提出書類	内容
被相続人居住用家屋等確認書の写し (全体)	令和8年4月1日以降に住宅等を譲渡したもの
売買契約書の写し等	住宅等の譲渡価格がわかるもの
納税証明書(原本)	申請者の富山市税の滞納がないことがわかるもの
相続人全員の同意書 (相続人が複数人の場合)	
その他市長が必要と認める書類	